

「県・市町村事務連携作業チーム」検討結果

企画振興部市町村課

1 経過

「道路・橋梁部会」（平成30年1月～9月・計4回開催）、「消費生活部会」（平成30年2月～9月・計3回開催）において、市町村の課題を把握しながら、連携の方策について検討を行い、当作業チームにおいて総括

2 検討結果

(1) 道路・橋梁部会（検討テーマ：「道路、橋梁の維持管理、法定点検」）

<主な課題>

- 市町村の直営点検を担う人材の確保が課題
- 点検・修繕費用が増加しており、財政負担の軽減が課題

<市町村の担い手確保、業務負担や財政負担の軽減に向けた方策>

- 橋梁点検を担う技術者の養成と橋梁メンテナンスに関する相談受付【詳細別紙】
 - ・「公・学・民」連携により「信州橋梁メンテナンス支援協議会」を設立(H30.9)し、橋梁点検を担う「橋梁MAE」の養成や、点検結果に基づく診断及びその後の対策等に係る技術相談を実施
- 市町村道交付金事業の工事における現場技術業務委託の導入
 - ・職員の工事監督業務の負担軽減や、工事目的物の品質確保のため、一定規模以上の工事監督業務を（公財）長野県建設技術センターが支援

(2) 消費生活部会（検討テーマ：「消費生活センターの共同設置」）

<主な課題>

- 消費生活センター未設置町村が単独設置するのは、人的・財政的要因から困難
- 既設市町村においても消費生活相談員の確保・育成や財政負担が課題

<市町村消費生活センターの設置（広域化を含む。）に向けた方策>

- センターの広域設置に向けた協議の実施
 - ・圏域や複数市町村間における協議に県も参画し、コーディネート
 - ・県と市町村の役割分担の整理のため、それぞれの苦情相談内容及び処理経過を類型化し、情報共有
 - ・先行事例の情報共有や、定住自立圏の事業への位置付けの検討
- 消費生活相談員の確保・育成に係る県の支援
 - ・資格取得支援講座、人材育成研修や、相談員資格保有者に関する情報提供を効果的に実施
 - ・市町村消費者行政推進支援員による市町村相談員への助言・情報提供、小規模研修等を強化（広域設置に向けた重点的支援を含む。）

道路・橋梁部会のとりまとめ

橋梁のメンテナンスに係る市町村支援

H30.10 道路管理課

背景と課題

橋梁の定期点検が法定化⇒小規模な市町村においては、点検を担う職員が不足。また点検や修繕のための予算が財政を圧迫しており、中長期にわたる担い手の確保及び財政負担の軽減が大きな課題。

新たな支援策

～技術者育成と業務支援の拡大～

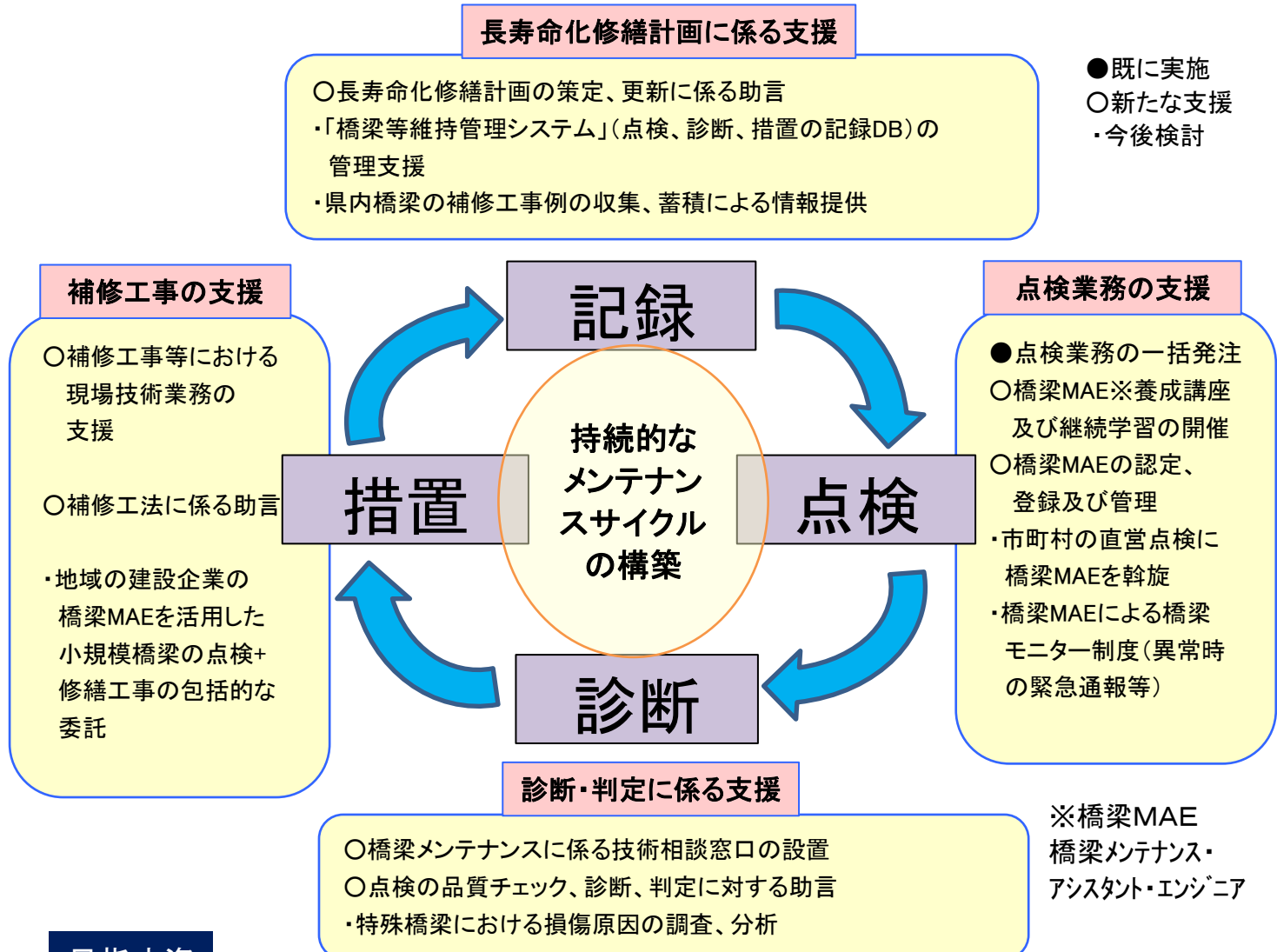
① 橋梁点検を担う技術者の養成と橋梁メンテナンスに関する相談受付

「公・学・民」連携により「信州橋梁メンテナンス支援協議会」を設立(H30.9.6発足)
⇒点検の担い手養成による市町村の直営点検の支援と技術的課題に対する助言

② 市町村道交付金事業の工事における現場技術業務委託の導入

交付申請時に同業務の委託について国に協議
⇒一定規模以上の工事監督業務を(公財)長野県建設技術センターが支援

「公・学・民」連携による持続的なメンテナンスサイクルの構築



目指す姿

■【“学び”による人材の養成】

橋梁の適正な管理による安全・安心な地域づくりのため、地域の橋梁を守る担い手を確保

■【財政負担の軽減による“自治”の継続】

地域における橋梁メンテナンスの支援体制を構築し、ライフサイクルコストを縮減

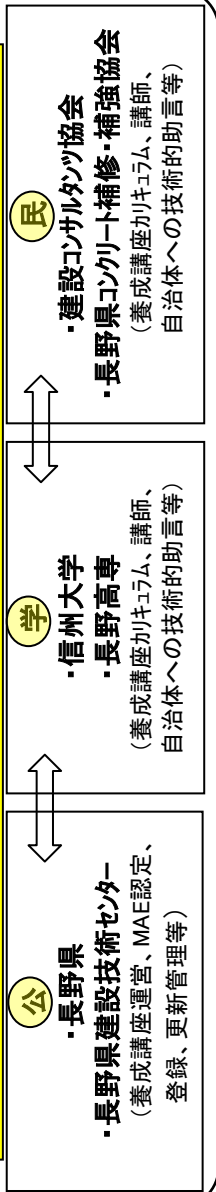
背景と課題

橋梁の定期点検が法定化 → 小規模な市町村においては、点検を担う職員が不足。また点検や修繕のための予算が財政を圧迫しており、中長期にわたる担い手の確保及び財政負担の軽減が大きな課題。

目指す姿

- 橋梁の適正な管理による安全・安心な地域づくりのため、地域の橋梁を守る担い手を確保【“学び”による人材の養成】
- 地域における橋梁メンテナンスの支援体制を構築し、ライフサイクルコストを縮減【財政負担の軽減による“自治”の継続】

「公・学・民」が連携し『信州橋梁メンテナンス支援協議会』を設立

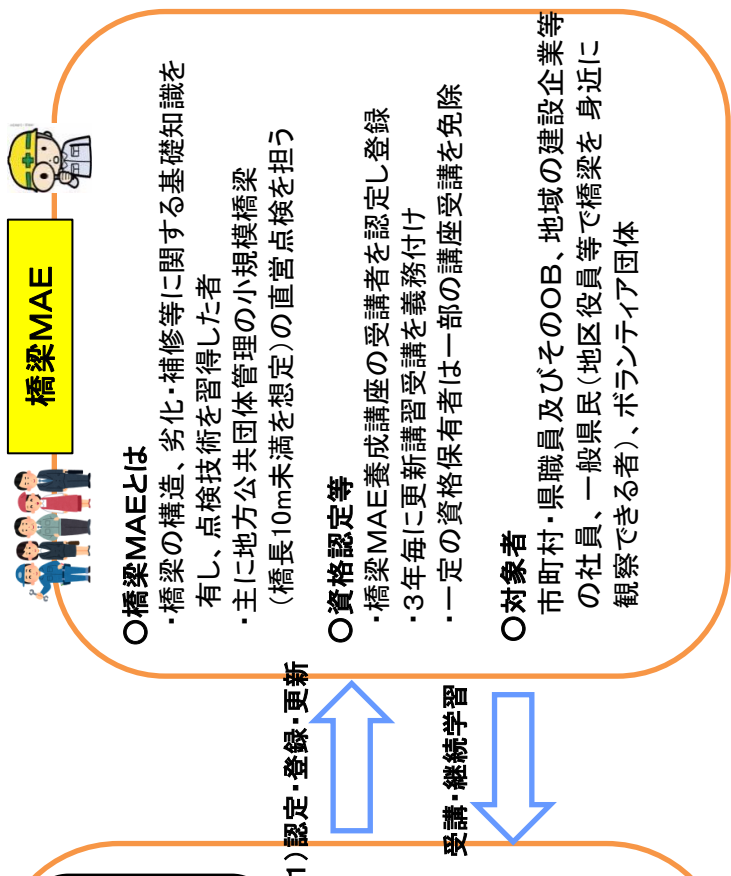


(1) 橋梁点検を担う技術者の養成

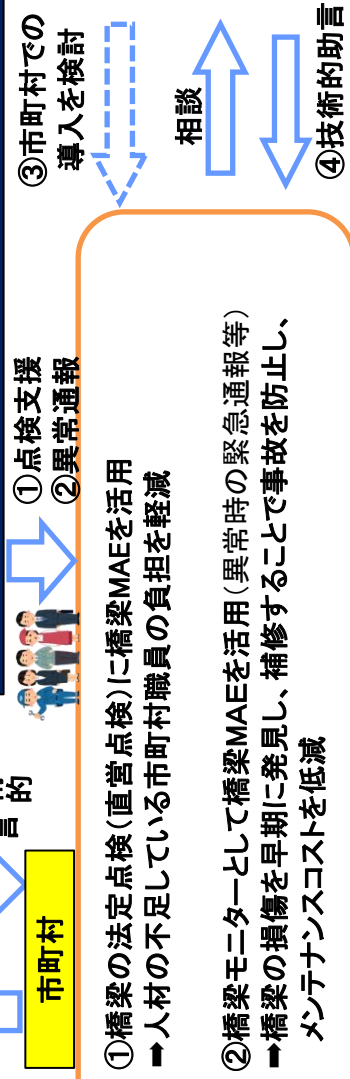
- 橋梁MAE基礎講座(無料)
 - ・県内橋梁の現状及び橋梁点検のポイント
- 橋梁MAE養成講座(有料)
 - ・鋼橋、コンクリート橋の構造、劣化、補修に関する基礎、点検技術の習得、継続教育
 - ※将来的には、橋梁分野における「橋梁点検士」や「橋梁診断士」に匹敵するキャリアアップが可能な養成講座

(2) 橋梁の点検・診断・補修等に関する相談受付

○ 協議会構成員による市町村への技術的助言



橋梁MAEの役割



H25.9 道路法改正に伴う道路管理者の義務と協議会の取組との相関図

信州橋梁メンテナンス
支援協議会の取組

道路管理者の義務

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

- 橋梁の変状を発見し、その程度を把握することを目的に行う検査。
 ▶ 橋梁の全ての部材について近接目視により実施。必要に応じ触診、
 打音検査を行う。

○ 点検結果により把握された変状等の程度を判定区分に応じて分類。

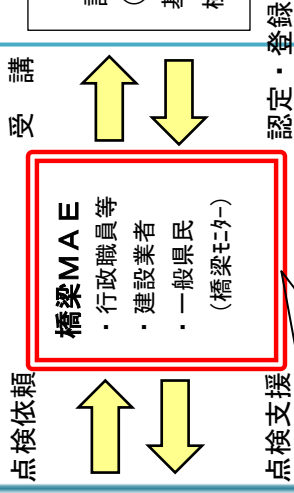
区分	状態
I	健全 構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

○ 点検結果に基づいて、道路橋の機能や耐久性等を回復させるための

対策、監視を行うこと。

- ▶ 対策（補修、補強、撤去）、定期的あるいは常時の監視
- ▶ 緊急に対策ができない場合は、通行規制、通行止め

○ 点検、診断、措置の結果を取りまとめ、評価・公表。



小規模橋梁は職員が直営で点検
※コンクリート委託の場合 約40万円/橋

判定に係る相談

助言

対策等に係る相談

助言

技術相談受付

※上表内の記載内容は、道路法施行規則第4条の5の5の規定に基づいて行う点検について、国土交通省が定めた「道路橋定期点検要領」に規定されている。

※1 橋梁MAE養成講座のカリキュラムについては、協議会で策定